

武蔵野市学校給食施設検討委員会
報告書

平成 29 年 7 月

はじめに

現在武蔵野市では、学校給食を、自校調理施設を備える小学校4校及び桜堤調理場と北町調理場の2つの共同調理場から市内8つの小学校と6つ全ての中学校に提供しています。

近年の小中学校児童生徒数の増加に伴い、提供する必要のある給食食数が、本市の学校給食調理施設が提供できる給食の食数を超える見込みです。

また、平成29年度現在、北町調理場は45年目、桜堤調理場は51年目と長期間に渡り稼働しており、間もなく市が公共施設の更新時期の目安とする建築後60年を迎えます。

そこで、学校給食施設検討委員会では、給食提供食数の不足見込みへの対策について検討しました。このたび、来年度以降の給食提供食数を増やすための対応策をまとめましたので、報告いたします。

— 目 次 —

1	武蔵野市の学校給食施設の現状と課題	1
(1)	現状	1
①	共同調理場	1
②	自校調理施設（単独調理場）	1
(2)	課題	1
①	今後の必要食数の見込み	1
②	共同調理場の更新	2
③	自校調理施設の更新	2
2	給食を安定的に供給するための対応案	3
(1)	武蔵野市学校給食施設検討委員会	3
(2)	検討委員会による対応案の概要	3
(3)	直近の対応案	4
(4)	短期的な対応案	4
①	既存の自校調理施設から他校へ供給する方法（親子方式）	4
②	検討したが採用しなかった選択肢	5
(5)	中期的な対応案	6
(6)	建築基準法上の制約条件	7
3	新調理施設の整備の基本的な考え方	8
(1)	全市的な課題として取り組む必要	8
(2)	学校給食に関する基本的な視点	8
(3)	新調理施設の提供食数	9
	小中学校の合計必要食数と共同調理場提供可能食数の推移（グラフ）	11
(4)	新調理施設の建設候補地	9
(5)	施設規模と概算費用	10
(6)	スケジュール	10
	参考資料	12
	武蔵野市学校給食施設検討委員会設置要綱	13
	武蔵野市学校給食施設検討委員会委員名簿	15
	検討経過	16
	市民説明会でいただいたご意見、ご質問と市の回答（概要）	17
	武蔵野市学校給食施設検討委員会中間報告書へ寄せられた意見及び取扱方針	21
	武蔵野市立小中学校児童生徒数推計結果	22

1 武蔵野市の学校給食施設の現状と課題

(1) 現状

① 共同調理場

武蔵野市では、2つの共同調理場から、14の市立小中学校に給食を供給している。その他の小学校4校は、自校調理施設を備えている。平成29年度の時点で桜堤調理場は建築後51年目、北町調理場は45年目である。

	武蔵野市立学校給食桜堤調理場	武蔵野市立学校給食北町調理場
所在地	武蔵野市桜堤1-7-23	武蔵野市吉祥寺北町4-11-30
敷地面積	1,819.14 m ²	1,500.00 m ²
建築面積	624.93 m ²	890.66 m ²
延床面積	813.33 m ²	1,279.94 m ²
開設年月	昭和42年6月開設	昭和48年4月開設
調理食数	武蔵野市立の全中学校 2,020食程度（平成28年度）	武蔵野市立小学校8校 3,720食程度（平成28年度）

② 自校調理施設（単独調理場）

第五小学校、境南小学校、本宿小学校、桜野小学校は自校調理施設を備えている。

	第五小学校	境南小学校	本宿小学校	桜野小学校
開設年月	昭和36年3月	昭和51年3月	昭和53年9月	平成22年10月
*調理食数	460食程度	580食程度	380食程度	910食程度

*平成29年2月時点での調理食数

(2) 課題

① 今後の必要食数の見込み

北町調理場は平成30年度に、桜堤調理場は平成31年度に、調理必要食数が提供可能食数を上回る見込みである。

■ 北町調理場（小学校8校：提供食数3,800食）

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	...	H38
調理必要食数	3,780	3,905	4,058	4,171	4,394	4,523	4,703		5,016
提供可能食数	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800		3,800
供給不足食数		105	258	371	594	723	903		1,216

*小学校調理必要食数＝児童及び教職員等への提供食数（児童数×1.12）

■ 桜堤調理場（中学校6校：提供食数2,100食）

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	...	...	...	H43
調理必要食数	2,048	2,081	2,146	2,226	2,274	2,340	2,395				2,971
提供可能食数	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100				2,100
供給不足食数			46	126	174	240	295				871

*中学校調理必要食数＝生徒及び教職員等への提供食数（生徒数×1.11）

平成28年度教育委員会作成の小中学校将来児童生徒数推計に基づき事務局で作成

② 共同調理場の更新

本市は、公共施設の更新の目安を建築後 60 年としており、平成 29 年度に桜堤調理場が建築後 51 年目を迎え、北町調理場が 45 年目を迎える。共同調理場の更新を検討する時期である。

③ 自校調理施設の更新

自校調理施設がある学校の改築中は、自校調理施設が使えなくなるため、他の施設から代替して供給する必要がある。特に、自校調理施設 4 校のうち、第五小学校については建築後 57 年目であり、自校調理施設を含む校舎の更新を検討する時期である。

2 給食を安定的に供給するための対応案

(1) 武蔵野市学校給食施設検討委員会

武蔵野市立の小学校及び中学校へ給食を安定的に供給するための施設整備の在り方について検討するため、平成29年3月9日、武蔵野市学校給食施設検討委員会（以下、「検討委員会」）を設置した。

これまで、現状と課題の整理、短期的及び中期的対応策を検討し、次節のとおり対応案をまとめた。

(2) 検討委員会による対応案の概要

①給食の予備分を必要最小限にする直近の対応、②既存の自校調理施設で他校分も調理する短期的な対応、③桜堤調理場の建替えを前倒しし、新調理施設を建設する中期的な対応を切れ目なく講じることで、給食の提供食数を増やす。

年度	対 応 案	増やす必要がある給食食数 小 中	
H30	【直近の対応案（小学校～H30年度、中学校～H32年度）】 ① 給食の予備を最小限にする。 各学校の提供必要数を事前に正確に把握することが必要。そのために、直前の食数変更を極力減らすように運用を見直す。	105	—
H31	【短期的な対応案（H31～32年度）】 ① 既存の自校調理施設から近隣他校へ供給する（親子方式）。 候補：本宿小から第三小へ供給 500食増 ② なお、親子方式を実施しない場合でも、桜野小、境南小、本宿小は、提供食数が不足するため設備の増強が必要。	258	46
H32		371	126
H33	【中期的な対応案（H33年度～）】 ① 老朽化した桜堤調理場の建替えを前倒しし、新調理施設を建設。 ② 桜堤調理場の建替えの前倒しにより、近い将来の改築が想定される第五小の自校調理施設について、代替機能の確保が可能にもなる。 ③ 北町調理場は、平成44年度に建築後60年となる。衛生・安全面にも配慮した適切な施設の維持管理を前提として、学校改築の進捗状況によっては、築後60年を超えて使用する可能性がある。	594	174
H34		723	240
<注> 短期的な対応案①、中期的な対応案①ともに、建築基準法第48条の許可が必要。			

(3) 直近の対応案

各学校の給食は、必要な人数分のほかに、ある程度の予備分を加えて調理している。この予備分について、必要な予備を確保しつつ最小限にする案である。学校による直前の食数変更を極力減らし、事前に必要食数を正確に把握できるようにする。

これにより、小学校は平成 30 年度、中学校は平成 31、32 年度に増やす必要がある給食食数に対応できる。但し、それ以降に増やす必要がある給食食数に対応するためには、次の短期的な対応案が必要となる。

(4) 短期的な対応案

①既存の自校調理施設から他校へ供給する方式（親子方式）

自校調理施設がある学校から他校へ供給することで、共同調理場の調理必要食数を減少させる案である。直近の対応策では対応が困難な平成 31 年までに実現できる可能性がある案は、【表 1】より、解決すべき課題はあるが、本宿小学校から近隣の第三小学校へ供給する案である。

これにより、平成 31、32 年度の小学校の増やす必要がある給食食数に対応できる。但し、平成 33 年度以降に増やす必要がある給食食数に対応するためには、次の中期的な対応案が必要となる。

この案を実施する場合、本宿小における現在のアレルギー対応や自校調理施設の特色を可能な限り維持するとともに、両校に配送上必要な安全確保策を講じる。具体的には、本宿小学校及び第三小学校間を給食配送車が往復することになるため、各校の時程に配慮した配送スケジュールの設定、安全確認のための要員配置、学校敷地内における安全かつ安定した配送のための路面整備等が考えられる。

【表 1】

	H31 年度までに実現できる可能性	
本宿小学校 S53.9開設 約380食	本宿小学校→第三小学校（合計900食程度、500食増） ・親子方式の実施に関わらず、老朽化により、釜やシンク等の設備の更新等が必要である。 ・第三小学校へ供給することで施設の用途が「工場」になるため、建築基準法第48条の特例許可が必要である。	△

第五小学校 S36.3開設 約460食	第五小学校→関前南小学校（合計920食程度、460食程度増） ・調理室が地下にあるため、リフトの増設が必要である。 ・西側の隣接道路が狭く、配送車の出入りが困難である。 ・築年が古く（平成29年度現在建築後58年目）、建替えが近いいため、新たな設備投資は困難である。	×
境南小学校 S51.3開設 約580食	境南小学校→第二小学校（合計1,170食程度、590食程度増） ・給食室に段差があり空間利用の変更が困難である。 ・釜等の設備を増設するスペースがないため提供食数を大幅に増やすことは困難である。 ・配送車の施設西側からの進入は、上部プールの梁にあたる箇所があり困難である。 ・施設東側からの進入は、スロープの勾配がきつく、食缶等が傾くため、現状では困難である。	×
桜野小学校 H22.10開設 約910食	・児童数が、単独調理施設を建設した当時の見込みを上回っている。現供給能力では他校への提供は困難である。 ・釜等の設備を増設するスペースがないため提供食数を大幅に増やすことは困難である。	×

②検討したが採用しなかった選択肢

・自校調理施設の新設

現在、自校調理施設を持たない学校に自校調理施設を新設し、共同調理場の調理必要食数を減少させる案である。竣工年度が比較的新しく、今後約20年間の間に建築後60年に達しない学校を選択肢とした。基本設計から稼働まで最短3年間（平成30～32年度）の期間が必要であることその他、下記の個別の理由により、平成31年度までの実現は困難であるため採用しなかった。

	H31年度までに実現できる可能性	
千川小学校	①ランチルームを改修する方法 ・地下があるため、排水・換気設備を新設する対応が困難である。	×

	②自然体験園に設置する方法 ・基本設計の前に、自然体験園の解体を行う必要があるため、稼働まで3年間以上の期間が必要となる。 ・学校敷地と別敷地であり、配送にトラックを使う必要があり、道路が一方通行のため遠回りになる。 ・既存の自然体験園を解体して自校調理施設を建設しても、提供食数の増が限定的である（約380食増）。 ・学校敷地と別敷地であり用途が「工場」になるため、建築基準法第48条の特例許可が必要である。 ・北側に住宅が隣接している。	×
大野田小学校	改築する体育館に併設する方法 ・現体育館の解体のための期間がさらに必要であり、平成31年度までの実現は困難である。	×
第四中学校	学校敷地内に設置にする方法 ・第五期長期計画・調整計画では、中学校に自校調理施設を設置する方向性は示されていない。	×

・その他

その他の下記選択肢は、平成31年度までの実現が困難である。

北町調理場の設備増強	・保管、配送、調理量、作業スペース等のすべての検証結果から、現在の給食の水準を維持しながらの必要食数の増強は困難である。	×
桜堤調理場の設備増強	・築年が古く（平成29年度現在築後51年目）、建替えが近いこと、新たな設備投資は困難である。	×
北町調理場から提供する小学校給食の一部を桜堤調理場に移管	・小中別の献立、アレルギー対応が必要であり、小学校用ラインを増やす必要がある。現状の施設では別ラインになりヒューマンエラーの危険性が高くなる	×
外部委託	・現在委託して提供しうる事業者は多摩西部にあるのみであるため、調理から喫食まで2時間以内という基準を満たせない。	×

(5) 中期的な対応案

短期的な対応案により、平成31、32年度の小学校の増やす必要がある給食食数に対応できるが、平成33年度以降は対応が困難になる。また、増やす必要がある給食食数の規模は、その他単独調理校の増強により対応することが困難な規模である。そのため、建築年次の古い桜堤調理場の建替えを前倒しし、新調理施設を建設する案である。

具体的には、今後、調理必要食数が増えていく間、自校調理校以外の学校は、新調理施設と北町調理場の2か所で対応する。北町調理場が建築後60

年を迎えた後は、児童生徒数の伸びが落ち着き減少していくため、北町調理場の更新はせず、最終的に、自校調理校以外の学校は新調理施設 1 か所で対応する案である。

これにより、平成 33 年度以降の小学校及び中学校の増やす必要がある給食食数に対応できる。なお、直近及び短期的な対応案を継続することで、竣工時期が延びた場合に備えることができる。

さらに、平成 32、33 年度には第五小学校が建築後 60 年を迎え、近い将来の改築が予想される。その際、第五小学校の自校調理施設が一時的に使えなくなる。その一方で、新調理施設は適切なスペックを見込むことが前提ではあるが、ピーク時を除けばある程度の余力が見込まれる。そのため、第五小学校改築時の自校調理施設の代替機能の確保も可能となる。

なお、学校改築については、今後策定する学校施設整備基本計画の中で具体的に検討していくが、学校改築の進捗や調理施設の状況によっては、北町調理場を、60 年を超えて使用する可能性がある。

(6) 建築基準法上の制約条件

住居系の用途地域において、自校調理施設が他校分の給食も作る親子方式を実施する場合（短期的な対応案）や、給食共同調理場を建設する場合（中期的な対応案）、共同調理場は、建築基準法において「工場」扱いになるため、都市計画の用途地域では建築制限を受ける。

この場合、建築基準法などに基づいた審査において、建築基準法第 48 条の規定に基づく特定行政庁の許可（良好な居住の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ない場合）が得られた場合に建築可能となる。そのため、先進的な事例を参考にしながら適切に対応する必要がある。

3 新調理施設の整備の基本的な考え方

(1) 全市的な課題として取り組む必要

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり（学校給食法第1条）、本市の全ての市立小中学校において行われる食育も含めて、学校教育において重要な意義を有する。この学校給食の実施は、学校設置者の任務である（同法第4条）。

そして、給食共同調理場は、学校給食や食育事業を支えるための基幹的な施設である。

また、学校給食がこのような高い公益性のある事業であることを前提として、周辺環境へ配慮することも必要である。

新調理施設の建設にあたっては、その必要性・公益性と影響を認識しながら、全市的な課題として捉え取り組む必要がある。

(2) 学校給食に関する基本的な視点

本市における学校給食の基本的な視点は、安全・安心の確保、質の維持、食育の推進、地産地消の推進、人材の確保と育成等が挙げられる。この基本的な視点のもと、良質な学校給食を提供してきた。新調理施設の整備にあっても、これまでの本市における学校給食の基本的な視点を変えない。さらに、以下のとおり、最新の学校給食衛生管理基準及び新しい考え方等にも対応する。

- ①最新の学校給食衛生管理基準に基づき、ドライシステム¹を導入する等、HACCP²の考え方に基づいた施設とする。
- ②高温多湿の作業環境を改善し、労働安全衛生に留意した施設とする。
- ③市と給食・食育振興財団が締結した災害協定に基づき、災害時の対応の強化を図る。
- ④環境負荷の低減等のため、環境機能の強化を図る。
- ⑤食育推進のための機能の充実を検討する。

¹ 床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステム（文部科学省 HP「学校給食施設・設備の改善事例集」）。

² HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）。食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法（厚生労働省 HP）。

(3) 新調理施設の提供食数

新調理施設では、小学校給食を最多で約 1,800 食（平成 45 年度）、中学校給食を最多で約 3,000 食（平成 43 年度）を調理する必要がある。

さらに、北町調理場が建築後 60 年を迎える平成 45 年度には、新調理施設では、小学校給食約 1,800 食、中学校給食約 2,800 食（小学校食数換算³で約 3,600 食）、合計約 4,600 食（同 5,400 食）の食数を調理する必要がある（11 ページのグラフ参照）。

新調理施設の提供食数は、北町調理場がその役割を終える時点で、自校調理校を除く小中学校すべての給食を調理することを前提として、①小学校について建築後 60 年を目安に更新する、②小学校の改築時に自校調理校化する、③新調理施設が本格稼働するまで桜堤調理場を稼働させる、これらの条件を前提にして算出した。

なお、共同調理場で調理する必要がある食数のピークは、平成 38 年度の約 8,500 食であり、北町調理場で 3,800 食、新調理施設で 4,700 食を調理する必要がある（いずれも、小学校食数に換算した数字）。

(4) 新調理施設の建設候補地

約 5,400 食（小学校給食換算）を提供する新調理施設を建設するためには、ある程度の面積を有する用地が必要である。他自治体の事例等から、給食を安全に提供するためには、少なくとも給食 1 食あたり 0.5 m²以上の延床面積が必要である。

そこで、必要な延床面積を確保するため、解体等が必要な構築物がなく、かつ、一定規模以上の面積がある市有地を検討の候補とし、法的規制、周辺環境への影響、建築規模、給食の配送など、様々な条件を比較した。

その結果、本検討委員会として、条件的に優位な候補地は、旧桜堤小跡地北側部分及び桜堤調理場敷地であるとの結論となった。旧中央図書館跡地、旧西久保住宅跡地は、必要な建築延床面積を確保できない他、住宅と直接隣接している点や、接している道路が狭い等、課題がある。

	旧桜堤小跡地北側部分・桜堤調理場	旧中央図書館跡地	旧西久保住宅跡地
敷地面積	約 3,000 m ² ～	約 2,000 m ²	約 900 m ²
提供可能食数	約 5,400 食～	約 4,800 食	約 2,800 食

³ 厚生労働省による栄養所要量では、中学生は小学生の 1.3 倍の量を要する。

道 路 条 件	北側、東西に接道。 東西は一方通行。	西側のみ接道。	南側と西側の接道 は、一方通行かつ 狹隘である。
周 辺 環 境	住宅地と敷地の間に 道路がある。	北側のマンション と敷地が、直接接す る。	南西の住宅と敷地 が直接接する。
用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	準工業地域 [特別工業地区]

(5) 施設規模と概算費用

上記(1)～(4)の基本的な考え方を基に、調理施設の規模を仮に試算すると、延床面積 3,700 m²前後の規模となることが見込まれる。

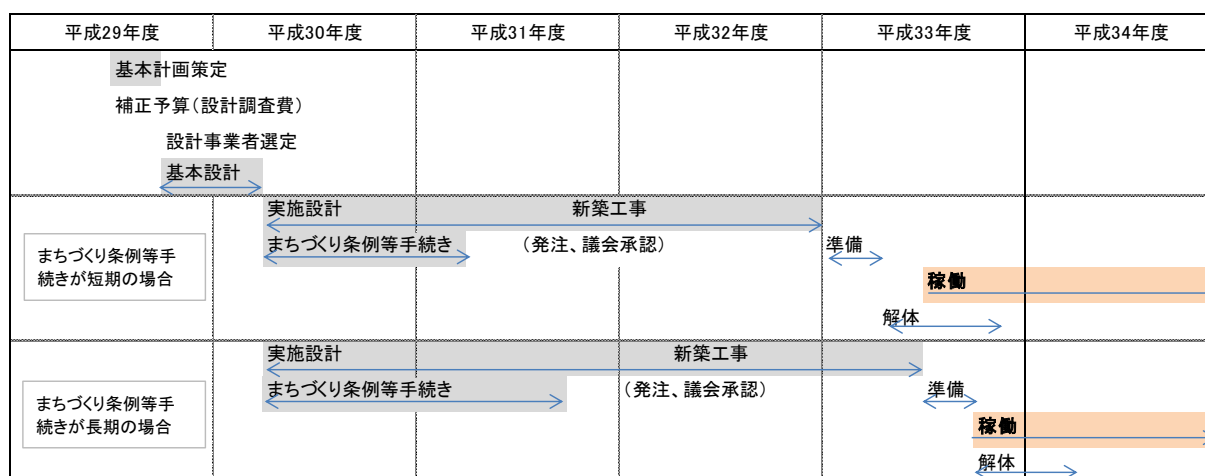
多摩地域で平成 29 年度に新規開設している学校給食調理施設（東大和市・福生市・府中市）の事例を参考にすると、その概算費用は 25 億円前後（税込み。費用の規模感を把握するための粗い試算。）が見込まれる。

(6) スケジュール

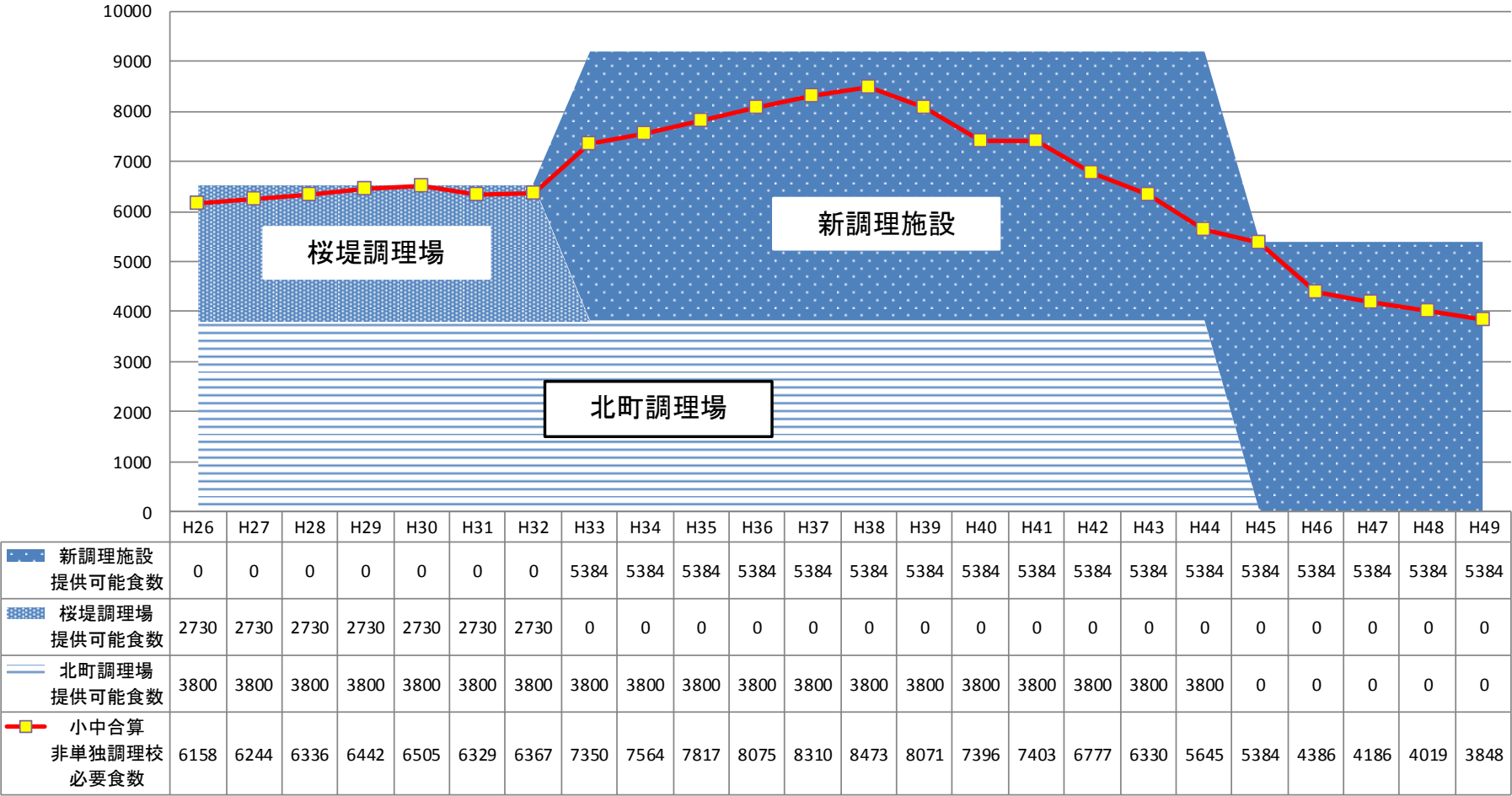
新調理施設建設に着工するまでに、新調理施設に関する基本計画策定、設計事業者選定、基本設計・実施設計等が必要である。

また、まちづくり条例に基づく大規模開発事業の手続きや建築基準法上の用途許可の手続き等が必要であるため、稼働時期が平成 33 年度の後半になる可能性がある。したがって、早期に稼働するためには、今年度対応可能なものは、極力前倒しする必要がある（基本計画、基本設計等）。

なお、現在検討中の小中一貫教育の在り方や第六期基本構想・長期計画の検討にあたって実施される人口推計の動向を鑑み、本事業について可能な限り必要な調整を行うものとする。



小中学校の合計必要食数と 共同調理場提供可能食数の推移(*小学校食数換算)



平成28年度教育委員会作成の小中学校将来児童生徒数推計に事務局が作成

- *中学生の栄養所要量が小学生の1.3倍であるとし、中学生必要食数に1.3を乗じた数を小学生必要食数に換算した数とする(重量ベース)
- ・平成30年度から32年度は直近の対応案により減らした必要食数を反映し、33年度以降は運用の継続が未定であるためこれを反映しないものとする
- ・建築後60年の小学校は建替えをし、自校調理施設を備えているものとする

参 考 資 料

武蔵野市学校給食施設検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 武蔵野市立の小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）へ給食を安定的に供給するための施設整備の在り方について検討するため、武蔵野市学校給食施設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会及び市長に報告する。

- (1) 市立学校の給食の必要数の見込みに関すること。
- (2) 給食共同調理場の建替えの計画及びスケジュールに関すること。
- (3) 給食共同調理場の建替えまでの間の市立学校への給食の供給についての対応策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

（構成）

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者及び職にある者をもって構成し、教育長が委嘱し、又は任命する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は教育部長の職にある者をもって充て、副委員長は教育部教育企画課教育調整担当課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（ワーキングスタッフ）

第5条 検討委員会の協議に必要な資料の作成その他検討委員会の補佐をするため、検討委員会にワーキングスタッフを置くことができる。

- 2 ワーキングスタッフは、検討委員会の構成員がその所属する職員のうちから指名する。

（設置期間）

第 6 条 検討委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から平成 29 年 8 月 31 日までとする。

(事務局)

第 7 条 検討委員会の事務局は、教育部教育企画課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 2 月 21 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 8 月 31 日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

武蔵野市立小中学校長会を代表する者
武蔵野市立小中学校の P T A を代表する者
教育部長
財務部施設課長
教育部教育企画課長
教育部教育企画課教育調整担当課長
教育部教育支援課長
一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団事務局長

武蔵野市学校給食施設検討委員会委員名簿

委員

氏 名	職	備考
菅原 このみ	武蔵野市立関前南小学校校長	
田極 政一郎	武蔵野市立第六中学校校長	
中丸 尚子	武蔵野市立第三小学校PTA会長(平成28年度)	
後藤 真澄	武蔵野市立桜野小学校PTA会長(平成28年度) 武蔵野市立第二中学校PTA会長(平成29年度)	
◎竹内 道則	教育部長	
早川 千秋	財務部参事兼施設課長事務取扱	
大杉 洋	教育部教育企画課長	平成28年度 副委員長
○渡邊 克利	教育部教育企画課教育調整担当課長	平成29年4月1日～
稲葉 秀満	教育部教育支援課長	～平成29年3月31日
牛込 秀明	教育部教育支援課長	平成29年4月1日～
北原 浩平	一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団事務局長	

◎は委員長、○は副委員長

検討経過

日 時	内 容
平成29年 3 月 9 日	第 1 回検討委員会 ・ 委員会運営のあり方について ・ 学校給食施設の現状と課題について
平成29年 5 月 8 日	第 2 回検討委員会 ・ 学校給食施設の課題と対応策について
平成29年 6 月 2 日	第 3 回検討委員会 ・ 短期的及び中期的対応案の検討
平成29年 6 月 29 日	第 4 回検討委員会 ・ 短期的及び中期的対応案の検討 ・ 中間報告のとりまとめ
平成29年 7 月 1 日	武蔵野市学校給食施設検討委員会検討状況説明会 ・ 場所：桜野小学校多目的室 参加者：17名
平成29年 7 月 8 日	武蔵野市学校給食施設検討委員会検討状況説明会 ・ 場所：桜堤コミセン会議室 参加者：4名
平成29年 7 月 8 日	武蔵野市学校給食施設検討委員会検討状況説明会 ・ 場所：本宿コミセン 多目的室 参加者：8名
平成29年 7 月 11 日	武蔵野市学校給食施設検討委員会検討状況説明会 ・ 場所：西部コミセン和室 参加者：4名
平成29年 7 月 19 日	武蔵野市学校給食施設検討委員会検討状況説明会・見学会 ・ 場所：桜堤調理場 参加者：8名
平成29年 7 月 6 日 ～ 7 月 20 日	中間報告書に関するパブリックコメント ・ 提出者 1 名、提出件数 4 件
平成29年 7 月 26 日	第 5 回検討委員会 ・ 最終報告のとりまとめ

市民説明会でいただいたご意見、ご質問と市の回答（概要）

①平成29年7月1日桜野小学校多目的室 参加者17名 ③平成29年7月8日本宿コミセン多目的室 参加者8名 ⑤平成29年7月19日桜堤調理場 参加者8名	②平成29年7月8日桜堤コミセン会議室 参加者4名 ④平成29年7月11日西部コミセン和室 参加者4名	5回開催 参加者41名
--	--	-------------

番号	意見・質問	市の回答	項目
1	そもそも給食が足りなくなることの一番の問題点は何か。人が足りないのか、鍋釜が小さいのか。鍋釜を大きくすれば足りるという指摘もあるが、最終的になぜ足りない、できないとなったのか教えてほしい。	この検討委員会が始まる前に庁内・財団内部で既存の給食施設を最大限活用してどのくらいの給食が提供できるかという検討をした。中学校給食を始めた平成22年の段階で北町が小学校5校、桜堤が4校に提供していたが、中学校給食をなるべく円滑に実施するための検討の結果、既存の施設を概ね最大限活用する形で鍋釜数を増強したりして、北町で小学校8校、桜堤で中学校6校を対応した。 当時の人口推計では、中学校給食を始める頃がピークで、その後減少するとされていたので、ここをしのげば徐々に余裕が出てくるという想定だった。 その後必要食数が大きく変動しているということはないが、第五期長期計画調整計画の人口推計と、それをもとに教育委員会が行った更に精密な推計で児童生徒数が増える見通しとなった。これまでの推計に比べてピーク時の人数が多く、時期も先となったため、釜の増強等では対応できなくなった。また、排水・電気・ガス等、一つの施設で増強できる範囲に限界があるため、北町は3,800食、桜堤は2千数百食までとなる。桜堤の場合、仮に増強した場合でも、施設が古く何年かで使えなくなるのであまり有効ではないことを総合的に判断した。	総論
2	中間報告のグラフの減少カーブの中には自校調理校化による必要食数の減少も加味されているのか。	建業後60年の建替えの際に自校調理校化すると、機械的に条件を設定してグラフを作成した。	総論
3	人口の推移について、増えたり減ったりがあると思うが、仮にそれをリスクとした場合にどのようなリスクがあると考えているか。	子どもが増えることに伴い、施設の建て増しや機能の増強が必要となる。 子どもが減る時期はだいぶ先になるが、例えば北町調理場の廃止を早めることが考えられる。また、減少の時期が非常に早く分かれれば、新しい調理施設の規模を小さくすることも当然あり得る。あくまで推計なので多少はそういった幅はあると考えた方がよいと思っている。	総論
4	小学校が自校調理校化すると、新しい共同調理施設はオーバースペックになるのではないか。	新施設稼働後、桜堤調理場を解体し、新施設と北町調理場で並行して稼働する形になる。いずれ北町調理場が60年を迎えたときに新施設のみで可能となる規模を考えている。	総論
5	小中一貫教育を実施した場合に給食の作り方がどうなるかというのが見えてこないの、そこをどう考えているか知りたい。もし全部の小中一貫の実施ですべての学校を自校式にすればセンターで作る給食はゼロになると思うが。	小中一貫教育の実施を前提としてはいない。 仮に小中一貫教育を実施する場合は自校調理施設を建てるので、全て揃った段階では共同調理場としての役割を終えることになる。学校改築に合わせるので20年から30年先になる。 その後については、その施設をどうするか検討する必要がある。 市内のいちばん古い学校は築55年。公共施設は60年使う方針があるので、本来ならば建替えをしなければならない。平成26年くらいから学校施設の改築のプランニングを始めており、大きな方針は作ったが、それを具体化する学校施設整備の基本計画を作ろうとしている。小中一貫教育を実施するとすると施設をどうするかが変わるので、中断している。基本計画を作るのにあと2～3年かかる。学校は計画・設計・建築に少なくとも5年くらいかかるので、今の時点から考えて20～30年と言うこと。もう少し後にずれるかもしれない。	総論
6	本宿小の給食室を大きくするためにこのスペースをつぶすのか、具体的なイメージがわからない。	調理室の躯体は現状のまま、大きな釜が4つあるが、これを1つ増やす。スタッフが増える分の対応をどうするかということは今後検討する。工事というよりは調理室の中の設備を増やして対応することになる。	短期的対応 （具体的内容）
7	本宿小の工事になると思うが、給食室上階のプールはどうなるか。	2階のプールには影響はない。	短期的対応 （具体的内容）
8	本宿が現在380食、これが500食増えて900食と2倍以上の給食を供給するのは俄かには信じられないが、設備的にはどうなっているのか。	単独調理校と言っても様々で、桜野小では900食くらい作っている。釜や調理器具の一定の設備、調理スタッフの増強さえあれば900食から1,000食くらいまでは可能と考える。本宿小でも昭和の終わりから平成の初めにかけては500～600食作っていた。	短期的対応 （具体的内容）
9	親子方式は平成31年度からとのことだが、調理室の拡張に2年かかるのか。	工事に1年間かかるわけではないが、夏休みに工事をするので、平成31年度からの稼働と考えている。	短期的対応 （具体的内容）
10	本宿と三小の親子給食は三小が自校調理施設を整えるまで、と考えるのが濃厚か。	現時点では確定的なことは言えないが、その可能性も考えられる。	短期的対応 （具体的内容）
11	自校調理校は、センターとはメニューが違い、温かい給食が食べられているが、そのあたりの質の低下はないのか。	基本的に、単独調理校の給食としての質は親子給食になっても落とさず維持する考えだ。	短期的対応 （給食の質）

番号	意見・質問	市の回答	項目
12	本宿小から三小に運ぶルートはどうなるのか？	検討段階であり決定はしていないが、実際の配送車で試走した。西側から五日市街道に出るルートと、東の松籟公園を右折するルートがある。どちらでやるか、両方採用するか等決まっていない。檜の美幼稚園の通園時間も見ながら、なるべく交通に問題がないルート選定を行っていききたい。	短期的対応 (安全対策)
13	本宿小の配送車の往来は1度だけか。	今回のケースに限らず、調理場から学校へは3往復している。①配膳員が先に学校に行き作業を行う。②給食を学校に運び食器等を回収して帰ってくる。③洗浄された食器を学校側の保管庫に持っていく。10時～11時、11時40分くらい、15時30分くらいの大体3往復。献立や行事食で変わることもあるが、これくらいを想定している。校長先生から、なるべく休み時間に車の往来が重ならないようにしてほしいと要望をいただいているので、調整している。	短期的対応 (安全対策)
14	本宿小は設備増強し、配送車を通し、今までにないことをするのは大きなことになる。三小はセンターの給食から本宿と同じ給食を食べることになる。同一地域とは言えそれぞれの特色がある中で生活をしている子供たちが三小で顔を合わせるようになるので、いろいろな交流を持ってもらいたい。安全面についてはきちんと配慮していただけるとありがたい。	本宿小にとっては大きな変化がある。安全対策はしっかりやっていきたい。配送スケジュールなどについて何度も校長先生とやり取りしながら決めてきた。今後も学校側と意思疎通しながらやっていきたい。	短期的対応 (安全対策)
15	本宿小保護者への説明はまだ校長先生からないが、どこかのタイミングで保護者説明会を開いてもらえるか。	今は中間報告という途中段階だが、今後最終報告をまとめた後、基本計画を作る。保護者にしっかりと説明したい。時期はこれから検討するが、工事自体は来年の夏になるので、それよりは前に説明したい。	短期的対応 (説明会)
16	小中学校の給食を一緒に作れないか、という意見がある。本宿と三小の組み合わせの方が理解が得やすいと考えるが。	確かに小中学校の親子方式も選択肢になりうるが、小中学校の給食はかなり違う。量が1.3倍になり、求められる栄養素が違うため献立も異なり、味付けもそれぞれにふさわしいものに変える。アレルギー対応についても、小学校は多く、中学校では安定していくものの、小中学校が混在するとこれに対応する栄養士がかなり複雑な問題を抱えることになり、リスクを避ける意味でも小中学校別になっている。	短期的対応 (その他)
17	玉川上水の土手がニリンソウの群生地になっている。工事をするならば環境に十分配慮していただきたい。	しっかりと配慮したい。	新調理施設 (工事時の配慮)
18	近隣住民が気にしているのは建替え時の配慮。工事が続いているので十分な配慮をしてほしい。	桜堤調理場は鉄骨2階建てのがらんどで壁が少ない。くぬぎ園は居室の壁が多く、物理的に建材のボリュームがあった。桜堤調理場の場合は、振動等がかなり少なく抑えられると思われるが、十分に配慮をしたい。	新調理施設 (工事時の配慮)
19	既存施設は解体とある。くぬぎ園の解体の際は騒音と振動に非常に悩まされた。体感では半年間、震度4の地震に悩まされ続けたようだった。解体工事をするときは振動並びに騒音の対策をしっかりしてほしい。解体の際に、例えば区画内の塀の内側に基礎部分よりも深いところまで厚い鉄板を打ち込めば近隣への振動はかなり軽減されるという工法があると専門家に聞いた。くぬぎ園・旧桜堤小の解体ではそれがなかった。	新施設稼働後に現施設は解体となるが、その際はしっかりと騒音・振動に対策をとるよう、関係課とも共有し対応したい。	新調理施設 (工事時の配慮)
20	くぬぎ園の跡地建設業者が決まったと聞く。工事が重なるのは近隣住民にとって大変なことなので十分に配慮してほしい。	十分に配慮したい。工事中の搬入については、北側の対面通行道路を使用し、東西の一方通行の道は使わない案を検討している。	新調理施設 (工事時の配慮)
21	施設が大きくなるので、配送車による交通事故がないよう配慮してほしい。	新調理施設は中学校6校、小学校は最大で3～4校を受け持つことになる想定している。配送車は現在よりも3～4校分出入りが増える。現在6校なので1.5～1.6倍程度の交通量が想定される。調理食数が5,000食ほどになり、現在の2千数百食と比べると食材搬入量は2倍程度に増える可能性があるため、その分の交通量の増加も想定される。	新調理施設 (安全対策)
22	共同調理場は近隣住民に何の得もない施設なので、近隣住民にも得があるような施設を考えてほしい。例えば作られている給食を食べられるような。	新調理施設にどのような機能を持たせるかという議論はこれから進んでいくが、委員会でもかなりの意見が出た。試食ができるような機能、料理教室ができないか、といった既に出ている意見も踏まえて今後検討していくことになる。	新調理施設 (施設に求める機能)
23	桜堤に新施設を建てる場合に、会議室を入れるような複合化はできるか。	検討委員会での細かな議論というより、今後の基本計画での論議になると思う。長期計画では食育機能を含めた施設ということも言われているので、それも含めてどのような機能を入れるか検討している。但し、立地条件もあり、ここに食育センター的なものを作ったとしてどれくらい機能を発揮できるか、ということも含めて慎重に検討する必要がある。前回の説明会で出た、近隣地域にも一定のメリットをもたらす機能についても委員会で検討していく。	新調理施設 (施設に求める機能)

番号	意見・質問	市の回答	項目
24	新調理施設に、施設で働く人の保育所を作って、近隣の子どももある程度受け入れたいということではないか。	企業内保育所については規模の面で難しいと思う。工場用途なので内部に保育施設を作れるか、という問題もある。また、財団は市からの受託事業者であり、市立の施設に受託事業者の施設を併設できるか、という問題もある。さらに、立地の関係で、保育所を作っても本当に機能するのかということもある。そのため、慎重に検討する必要がある。	新調理施設 (施設に求める機能)
25	新調理施設を作って、最初のうちは大変かと思うが、ゆくゆくは学童のおやつなどもこの施設で作れるようにならないか。	当面は小中学校の給食を作るのでいっぱい。ピークを越えた後、新たな分野に乗り出す中で学童の話の可能性もあると思うが、配送の問題等様々な課題がある。	新調理施設 (施設に求める機能)
26	学童のおやつはしばらくは作れないという回答をいただいているが、例えば夏休みの学校給食を作らない期間に、昼食を作るといったことは保育のためにも検討いただきたい。	これから10年以上小学生が増え、その後中学生が増えるピークがある。小中学生の増加に対応するのにしばらくは目いっぱい。学校給食施設は給食を作っている間は一切止められず、夏休みしかメンテナンスができない。築50年の桜堤、46年の北町ともに、夏休みのほぼ40日間、施設に手を入れている。この期間がないと通常の給食を作り続けるのに非常に困難になるので残念ながら難しい。ピークを過ぎた段階で、学童保育というわけではないが様々な分野について検討が可能だろうとは見ている。	新調理施設 (施設に求める機能)
27	企業内保育所について、例えば市民から「新しく施設を作るならばこういうのも作ってほしい」と要望を出すことは、実際にできるかどうかは別として、市としては関知しないということか。	新施設は法的に工場になるので、そこに子育て支援施設・児童福祉施設である保育所を併設できるか、という法的な課題がある。また、財団は市とは別組織なので、市の設置する施設に受託者の企業内保育所を作るのはそもそもなじまないと考えている。公立保育園を併設するというのはいま少しあり得るかもしれないが、受託者の企業内保育園を作るという対応はできないと考えている。	新調理施設 (施設に求める機能)
28	新調理施設について、既存の桜堤調理場の土地も使うのか。	基本的には旧桜堤小跡地の北側部分に建設することを考えている。現桜堤調理場は解体し、現桜堤調理場の跡地については配送車のスペースとして使う案を検討している。	新調理施設 (敷地活用のイメージ)
29	旧桜堤小東端は緑地になっているが、つぶしてしまうのか。	東端の緑地帯は、更地にするのではなく可能な限り残していきたい。	新調理施設 (敷地活用のイメージ)
30	新施設稼働後、既存施設はどうするか。	既存施設は解体し、新施設の配送車のスペースとして考えている。既存施設の敷地西側は空いているので、基本的に緑地や公園という形で考えている。	新調理施設 (敷地活用のイメージ)
31	既存の施設も許可で建てられ、新施設も許可で建てるのか。	既存の桜堤調理場は当時の境北小分校の付属施設である共同調理場として確認を受けている。新しい施設は単独の共同調理場として工場の許可を受けます。	新調理施設 (その他)
32	旧桜堤小の用途地域が調理場を建てられない地域だと何かで読んだが、用途地域を変更するのか。	用途地域は第一種中高層住居専用地域で、原則としては調理場を建てられない。ただし、建築基準法第48条の但書に「公益上やむを得ない場合」は許可を得た上で建築できるとある。この但書に基づいて許可を得る方向で検討しているので、用途地域は変更しない。	新調理施設 (その他)
33	桜堤調理場を建替えることには賛成する。		新調理施設 (その他)
34	先ほど他の質問者から「近隣住民にメリットがない」との意見があったが、地域で子どもが健全に育っていくのはメリットであると思う。	給食施設は子どもの健全育成のために重要な施設であると思っており、近隣の方にそう言っていただけるとありがたい。賛同・そうでない意見それぞれを踏まえて考えていきたい。	新調理施設 (その他)
35	武蔵野市としては共同調理方式と自校調理方式のどちらがよいと考えているのか。	第五期長期計画では、小学校について単独調理校にしていくという方針が定まっており、基本的に小学校の建替えのタイミングで、と考えている。中学校については、現時点では共同調理施設の方針である。	給食提供方法 (考え方)
36	今後、小学校は自校方式、中学校は共同方式とのことだが、過去にはこういった方針がなかったのか。需要の増加とともにパッチワークのように対処しなくてはならなかったのはなぜか。なぜ以前から長期的な一貫した方針がなかったのか。	昭和30年代くらいから、給食開始当初は小学校の単独校で始まった。今よりもはるかに子供が多い時代で、供給を追い越すニーズがあり、学校ごとで作るのは非常に負担であったので、当時の判断として共同調理場を作った。次の大きな節目は、平成20年頃に中学校給食の開始を検討したこと。様々な議論の中で、桜堤を中学校専用、北町で小学校を賄うという形になった。それと同時に将来的な給食のありようの議論が進み、保温や食育の観点から自校調理方式のほうがメリットがあるので、将来的には単独調理校化を進めるということで現在に至っている。	給食提供方法 (考え方)
37	小学校の建替えの際に自校調理校化するのであれば、現在自校調理校でない小学校の建替えを早く進めるのが合理的ではないか。	現在小中学校の建替えのプランニングをしている。学校は大きい施設なので同時に何校も建替えるのは難しい。大野田と千川以外の建替えには20年以上かかると考えている。順次建替えていくが、全体的には時間がかかるので児童数の急増に間に合わない。	給食提供方法 (自校調理施設)
38	自校調理校4校の児童数増加への対応はどうなっているのか。	自校調理校4校の児童数増加に対しては、それぞれの施設の設定備を増強することで対応可能である。	給食提供方法 (自校調理施設)

番号	意見・質問	市の回答	項目
39	中学校も自校式にしてほしい。中学校も自校式であればこのような急ぎ足の計画にはならなかったと思う。いきなり弁当になったら困るという人が多いと思うので、児童生徒数の増減に影響されないためにも小中一貫教育の実施にかかわらず中学校を自校方式にしてほしい。その分調理する食数が減れば、場合によっては高齢者への配食サービスなどに転用できると思う。	現在の長期計画や公共施設等総合管理計画では、中学校は共同調理施設からというのが基本的な考え方である。来年度から第六期長期計画の策定が始まる。小中一貫教育の結論も決まっていないので、その中で変わる可能性はある。	給食提供方法 (中学校給食)
40	児童生徒数が増えれば調理場を建て、減れば不要になるということを、一つの施設で対応するのではなく、中学校に自校式の施設を備えるよう考えていただきたい。	ご意見要望として承る。	給食提供方法 (中学校給食)
41	「長期計画に中学校は自校調理施設を設置する方向にない」とだけで、四中の敷地内に自校調理施設を設置するという案が検討されていない。	ご意見要望として承る。	給食提供方法 (中学校給食)

武蔵野市学校給食施設検討委員会中間報告書へ寄せられた意見及び取扱方針

募集期間 平成29年7月6日～7月20日
提出者：1名（個人） 提出件数：4件

番号	意見の概要	取扱方針
1	小学校自校給食を最優先に進めていくことができるのではないか。	検討委員会では、自校調理施設の新設も検討対象にしました。しかし、基本設計から稼働まで最短3年間（平成30～32年度）の期間が必要であること等の理由により、平成31年度までの実現は困難であるため採用しませんでした。選択肢の検討状況は中間報告書4～5ページをご覧ください。
2	4ページに記載されている学校だけではなく、当面（少なくともこの10年の間）建替え予定のない小学校から自校給食施設を設置することができるのではないか。	検討委員会では、竣工年度が比較的新しく、今後約20年間の間に建築後60年に達しない学校を選択肢として、自校調理施設の新設を検討しました。しかし、基本設計から稼働まで最短3年間（平成30～32年度）の期間が必要であること等の理由により、平成31年度までの実現は困難であるため採用しませんでした。選択肢の検討状況は中間報告書4～5ページをご覧ください。
3	中学校も自校給食施設を作っていくことは可能ではないか。	第五期長期計画・調整計画や公共施設等総合管理計画における基本的な方向性は、小学校は自校調理施設の配置、中学校は新たな共同調理場の設置です。検討委員会では、これら上位計画の枠内で対応案を検討しました。
4	大規模な調理場建設は、子供たちの食の安全・安心を保证していくためにはふさわしくない。小学校自校給食施設設置を優先していくことが必要である。そのうえで、新調理場建設にあたっての規模や提供食数を再度見直すことが必要である。	新調理施設の規模は、北町調理場がその役割を終える時点で、自校調理校を除く小中学校すべての給食を調理することを前提として算出しました。その際、小学校の改築時に自校調理校化することも条件に入れ、適正な規模となるようにしました。詳細は中間報告書9ページをご覧ください。

武蔵野市立小中学校児童生徒数推計結果

第五期長期計画調整計画策定の際に実施した人口推計に、その後の住民基本台帳人口データ、開発予定等の変動要因を追加し、平成28年5月1日の基準人口に基づいて児童生徒数推計の修正を行った。調査対象は、市内の小中学校区における6歳から14歳までの人口で、推計期間は平成49年度までの21年間とした。

1 市立小学校児童数 平成29年3月推計

	児童数	推計児童数																				
	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	平成39年	平成40年	平成41年	平成42年	平成43年	平成44年	平成45年	平成46年	平成47年	平成48年	平成49年
第一小	394	408	397	451	469	496	511	543	589	596	606	592	596	569	537	505	482	463	446	433	422	418
第二小	407	411	420	430	419	438	438	450	451	450	461	460	459	460	457	451	447	446	446	447	449	456
第三小	435	406	390	368	365	367	357	374	389	409	423	434	451	455	455	454	455	457	459	461	464	471
第四小	368	350	356	367	353	385	400	420	432	438	458	453	456	457	456	451	450	451	452	454	458	467
第五小	422	438	451	485	490	529	528	536	556	558	553	536	540	525	504	482	464	451	443	437	436	444
大野田小	738	757	795	808	835	880	880	913	942	977	970	938	914	868	810	751	696	651	614	589	570	567
境南小	511	538	535	577	574	581	631	653	679	685	703	712	688	678	659	635	612	590	569	551	535	527
本宿小	339	358	380	403	418	421	428	441	456	474	476	483	490	481	467	450	434	423	414	405	398	396
千川小	297	308	314	315	329	340	334	333	340	331	324	301	295	277	258	241	227	215	209	207	208	213
井之頭小	430	465	525	555	625	679	756	796	833	873	871	867	843	823	793	759	728	704	685	673	666	674
関前南小	274	270	289	329	329	337	362	370	371	360	365	362	346	333	318	300	284	272	263	257	253	254
桜野小	862	913	934	970	982	999	993	982	975	928	900	844	796	722	649	580	519	475	443	423	411	414
合計	5,477	5,622	5,786	6,059	6,188	6,453	6,618	6,812	7,014	7,079	7,110	6,982	6,876	6,648	6,362	6,057	5,799	5,599	5,443	5,335	5,269	5,301

2 市立中学校生徒数 平成29年3月推計

	生徒数	推計生徒数																				
	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	平成39年	平成40年	平成41年	平成42年	平成43年	平成44年	平成45年	平成46年	平成47年	平成48年	平成49年
第一中	302	312	316	375	395	418	420	460	486	534	579	634	672	692	709	715	701	668	637	607	581	549
第二中	356	361	385	406	431	435	444	455	465	494	485	493	478	493	494	477	454	422	391	360	335	308
第三中	326	340	324	314	319	317	330	320	327	315	328	332	346	357	378	402	409	406	404	398	394	386
第四中	369	396	383	380	389	413	428	439	444	436	455	497	514	524	508	509	493	467	440	412	385	357
第五中	245	256	272	271	262	273	290	303	313	348	350	373	349	361	354	369	361	345	330	314	300	283
第六中	198	179	195	186	209	193	195	181	187	191	198	200	201	205	208	207	208	204	200	193	187	179
合計	1,796	1,845	1,875	1,933	2,005	2,049	2,108	2,158	2,222	2,319	2,395	2,529	2,560	2,633	2,651	2,679	2,626	2,512	2,402	2,283	2,182	2,062

※ 端数処理の関係で、各年度の全校分の和と合計値が一致しない場合があります。